

税務における第一人者
“税務マエストロ”による税実務講座

税 務 マエストロ

TAX MAESTRO

今週のマエストロ&テーマ

インボイスの取扱い に関するご質問 (令和7年6月10日更新)

#309 熊王征秀
(税理士)



略歴

学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。その後、会計事務所勤務を経て税理士登録、独立開業。『消費税法講義録』等、著書多数。

東京税理士会会員相談室委員、東京地方税理士会税法研究所研究員、日本税務会計学会委員、大原大学院大学教授

※取り上げて欲しいテーマを編集部にお寄せください。 ta@lotus21.co.jp

マエストロの解説

令和7年6月10日に国税庁の「インボイスの取扱いに関するご質問」が更新され、新たに問Ⅴ～問Ⅶが新聞として公表された。今回はこの新聞について、その内容を検証する。

問Ⅴ（適格請求書の交付に当たっての金銭的負担）

当社は、適格請求書の交付に当たっては、当該適格請求書の記載事項を電子データにより提供することとしており、書面での適格請求書の交付を求められた場合には、印刷代などに係る実費相当分の手数料として110円（税込み）の負担を求めることとしています。このように、適格請求書の交付に当たって金銭的負担を求めることは問題ないでしょうか。

<ポイント>

1 印紙税の取扱い

印紙税の課税対象となるのは、課税物件表の物件名欄に掲げられている「文書」である。よって、電磁的記録は文書ではないことから印紙税は課税されない。

参考 国税庁質疑応答事例（印紙税）

取引先にメール送信した電磁的記録に関する印紙税の取扱い

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい